

日 銀 シ ス 第 1 0 0 号  
2 0 2 6 年 9 月 4 日

日銀ネット利用金融機関等 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステムの利用についての手数料等の納付に  
関する規則」の一部改正に関する件

日本銀行では、日本銀行金融ネットワークシステムにおいて日本国債と香港ドルの  
同時受渡にかかる日本国債の振替を行う取扱いを廃止することに伴い、標記規程の一  
部を別紙のとおり改正し、2026年9月14日から実施することとしましたので、  
通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステムの利用についての手数料等の納付に関する規則」中一部改正

○ 第1条を横線のとおり改める。

(趣 旨)

第1条 国債関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則第4条第2項、国債資金同時受渡に関する規則第11条、~~国債資金同時受渡（香港）関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則第11条~~、国債整理基金が行う金利スワップ取引にかかる担保国債管理関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則第10条および財政融資資金が行う金利スワップ取引にかかる担保国債管理関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則第10条の規定による手数料および料金（以下「日銀ネット利用手数料等」という。）の納付に関する事務の取扱いのうち、日本銀行と当座勘定取引または準備預り金取引を有しない者（以下「非取引金融機関等」という。）の日銀ネット利用手数料等の納付に関する事務の取扱いについては、他の規則に定めるもののほかこの規則の定めるところによる。